

商品概要説明書

スーパー定期貯金（単利型）

（2025年11月17日現在）

商 品 名	・定期貯金「プレミアムチャンス定期貯金」
販売期間	・2025年11月17日（月）～2026年1月30日（金）
ご利用いただける方	・個人の方で以下の対象者 組合員（新規加入者含む）
期 間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入原資 （3）預入金額 （4）預入単位	・一括預入 ・預入日の3か月前から預入日までに現金、振込、ATM等にて当組合に入金された資金とします。当組合の定期貯金解約資金は対象外です。 ・20万円以上2,000万円以下 ※プレミアムチャンス定期（3年）と併せてお一人様2,000万円以内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率（金利0.5%）を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきま しては、当 J A 本支店（所）または金融共済部（貯金為替課） （電話：076-438-2212）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速か つ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）で も、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機 関を利用できます。上記当 J A 金融共済部または J A バンク相 談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計 算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A なのはな

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（2025年11月17日現在）

商 品 名	・定期貯金「プレミアムチャンス定期貯金」
販売期間	・2025年11月17日（月）～2026年1月30日（金）
ご利用いただける方	・個人の方で以下の対象者 組合員（新規加入者含む）
期 間	・定型方式 3年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
預入方法 （1）預入方法 （2）預入原資 （3）預入金額 （4）預入単位	・一括預入 ・預入日の3か月前から預入日までに現金、振込、ATM等にて当組合に入金された資金とします。当組合の定期貯金解約資金は対象外です。 ・20万円以上2,000万円以下 ※プレミアムチャンス定期（1年）と併せてお一人様2,000万円以内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率（1.0%）を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・個人のお客さまはマル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20% ③ 1年以上2年未満 約定利率×30% ④ 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×50% ⑤ 2年6ヶ月以上3年未満 約定利率×60% ⑥ 3年以上4年未満 約定利率×80% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。

貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融共済部(貯金為替課)(電話:076-438-2212)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAなのはな